

八王子市こども家庭センター運営会議実施要綱

(趣旨)

第1条 八王子市こども家庭センター条例（令和6年八王子市条例第70号）第3条第2項の規定に基づき、こども家庭センター事業について参加者より意見を聴取することを目的に、八王子市こども家庭センター運営会議（以下「会議」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を聴取する事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) こども家庭センターの運営及び事業の実施に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要だと認められる事項

(参加者)

第3条 会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 公募による市民 2人以内
- (2) 学識経験を有する者 2人以内
- (3) 医療関係機関の代表者 4人以内
- (4) 子どもと家庭に係る支援を行う民間団体の代表者 1人以内
- (5) 関係機関の職員 3人以内
- (6) 市の職員 3人以内

(会議への参加期間)

第4条 会議への参加を依頼する期間は、原則2年以内とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、座長は会議を進行する。

(事務局)

第6条 会議の庶務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、子ども家庭部こども家庭センターにおいて行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。